

札幌市若者支援施設条例別表に定める使用の単位を変更する際の
 利用料金の算定基準

平成24年 3月29日 子ども未来局長決裁

平成24年 8月 1日 改正

令和 5年 4月 1日 改正

(趣旨)

第1条 この基準は、札幌市若者支援施設条例（平成21年条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、若者支援施設の指定管理者が、条例別表に定める使用の単位を変更して有料施設の利用料金の額を定める際に必要となる基準を定めるものとする。

(利用料金の算定基準)

第2条 条例第16条第3項に規定する「市長が別に定めるところに算定した額」は、別表のとおりとする。

別表

1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）

名 称	種 別	区 分	単 位	使用する時間帯		
				午前 10 時 から午後 1 時まで	午後 1 時か ら午後 6 時 まで	午後 6 時か ら午後 10 時まで
札幌市 若者支 援総合 センタ ー	活動室 1	若者等	1 時間につ き	400 円	400 円	400 円
		一 般		800 円	800 円	800 円
	活動室 2	若者等		200 円	200 円	200 円
		一 般		400 円	400 円	400 円
	活動室 3	若者等		200 円	200 円	200 円
		一 般		400 円	400 円	400 円
	活動室 4	若者等		200 円	200 円	200 円
		一 般		400 円	400 円	400 円
	活動室 5	若者等		100 円	100 円	100 円
		一 般		200 円	200 円	200 円
札幌市 アカシ ア若者 活動セ ンター	活動室 1	若者等	300 円	300 円	300 円	
		一 般	600 円	600 円	600 円	
	活動室 2	若者等	300 円	300 円	300 円	
		一 般	600 円	600 円	600 円	
	活動室 3	若者等	200 円	200 円	200 円	
		一 般	400 円	400 円	400 円	
	和 室	若者等	100 円	100 円	100 円	

	音 楽 室	一 般	200 円	200 円	200 円
		若者等	200 円	200 円	200 円
	体 育 室	一 般	400 円	400 円	400 円
		若者等	400 円	400 円	700 円
		一 般	800 円	800 円	1,400 円
札幌市 ポプラ 若者活 動セン ター	活動室 1	若者等	100 円	100 円	100 円
		一 般	200 円	200 円	200 円
	活動室 2	若者等	400 円	400 円	400 円
		一 般	800 円	800 円	800 円
札幌市 豊平若 者活動 センタ ー	活動室 1	若者等	200 円	200 円	200 円
		一 般	400 円	400 円	400 円
	活動室 2	若者等	200 円	200 円	200 円
		一 般	400 円	400 円	400 円
	活動室 3	若者等	200 円	200 円	200 円
		一 般	400 円	400 円	400 円
	音 楽 室	若者等	100 円	100 円	100 円
		一 般	200 円	200 円	200 円
	体 育 室	若者等	500 円	600 円	1,000 円
		一 般	1,000 円	1,200 円	2,000 円

備考

1 条例別表 1 備考 1、2、3、4 及び 7 の規定は、本表において準用する。

2 札幌市宮の沢若者活動センター

種 別	区 分	使用時間			
		単 位	使用する時間帯		
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
活動室 A	若者等	1 時間につき	200 円	200 円	200 円
	一 般		400 円	400 円	400 円
活動室 B	若者等		300 円	300 円	300 円
	一 般		600 円	600 円	600 円
表 現 活 動 室	若者等		300 円	300 円	300 円
	一 般		600 円	600 円	600 円
あ そ び の 森	若者等		300 円	300 円	300 円
	一 般		600 円	600 円	600 円
音楽スタ	若者等		200 円	200 円	200 円

ジ オ A	一 般		400 円	400 円	400 円
音楽スタ	若者等		200 円	200 円	200 円
ジ オ B	一 般		400 円	400 円	400 円
体 育 室	若者等		900 円	1,000 円	1,700 円
	一 般		1,800 円	2,000 円	3,400 円

備考

- 1 条例別表 2 備考 1、2、3、4 及び 7 の規定は、本表において準用する。